（木材製品技術室並びに生産流通調整官、木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室並びに生産流通調整官、木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官それぞれ一人を置く。

2～3　（略）

4　生産流通調整官は、木材の生産、加工及び流通に関し調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5～8　（略）

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　森林経営管理技術者育成専門官は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）に基づく措置に関する技術者の育成に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6～13　（略）

（山地災害対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官、災害対策調整官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一人、海岸林復旧指導官一人、海岸林造成推進官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人、災害対策調整官一人及び災害査定官一人を置く。

2～8　（略）

9　山地防災緊急対策官は、山地災害発生時の現地における情報収集及び技術指導並びに山地災害の防止に関する調査に係る技術の普及指導に関する事務を行う。

10～14　（略）

（水産業体質強化推進室、企画官、水産制度専門官及び新規就業専門官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室、企画官三人、水産制度専門官一人及び新規就業専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　水産制度専門官は、命を受けて、水産行政に関する制度に関する専門的事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　新規就業専門官は、漁業への新規就業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（指導室、消費税転嫁対策官及び経営専門官）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室、消費税転嫁対策官一人及び経営専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　経営専門官は、水産経営課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（木材製品技術室並びに木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室並びに木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官それぞれ一人を置く。

2～3　（略）

（新設）

4～7　（略）

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

（新設）

5～12　（略）

（山地災害対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官、長寿命化推進官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官、災害対策調整官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一人、海岸林復旧指導官一人、海岸林造成推進官一人、長寿命化推進官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人、災害対策調整官一人及び災害査定官一人を置く。

2～8　（略）

（新設）

9～13　（略）

（水産業体質強化推進室及び企画官）

第五百三十二条　企画課に、水産業体質強化推進室及び企画官三人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（新設）

（指導室及び消費税転嫁対策官）

第五百三十三条　水産経営課に、指導室及び消費税転嫁対策官一人を置く。

2～4　（略）

（新設）